

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成20年9月4日(2008.9.4)

【公開番号】特開2008-61902(P2008-61902A)

【公開日】平成20年3月21日(2008.3.21)

【年通号数】公開・登録公報2008-011

【出願番号】特願2006-244641(P2006-244641)

【国際特許分類】

A 6 1 L 9/16 (2006.01)

B 0 1 D 41/04 (2006.01)

【F I】

A 6 1 L 9/16 D

B 0 1 D 41/04

【手続補正書】

【提出日】平成20年6月16日(2008.6.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ファンモータを備えた空気清浄機本体と該空気清浄機本体から取り外し可能に設けられたフィルタとを備えた空気清浄機において、前記フィルタには枠体が設けられ、該枠体には液体を排出するための排出口を備えたことを特徴とする空気清浄機。

【請求項2】

請求項1に記載の空気清浄機において、前記排出口を前記枠体の角に設けたことを特徴とする空気清浄機。

【請求項3】

請求項1又は2に記載の空気清浄機において、前記フィルタは集塵フィルタと、ゼオライトを有する脱臭フィルタとから構成され、前記排出口は前記脱臭フィルタに設けたことを特徴とする空気清浄機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明によれば、洗浄後も液体が内部に滞留し難い構造であることから、液体がフィルタの外へ排出され易いため、乾燥しやすく、雑菌などの繁殖も抑制できる空気清浄機を提供できる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

空気清浄機本体101は、主部枠体102と後部枠体103を有する。主部枠体102

の前面には、前パネル 104 が取り付けられる。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

空気清浄機本体 101 は、内部にフィルタユニット 105、気化フィルタ 106、ファンモータ 107 を備える。フィルタユニット 105、気化フィルタ 106 は、主部枠体 102 側に位置する。ファンモータ 107 は、後部枠体 103 側に位置する。ファンモータ 107 は、ターボファン 107a、電動機 107b を有する。

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0020】

集塵フィルタ部 203 は、濾材を波形に折り畳んだ形状を有し、空気中の塵埃を捕集する機能を有する。集塵フィルタ部 203 に、殺菌成分を含有させることも可能である。このため、アレルゲン、ウイルス、浮遊菌やカビ、塵埃などを除去できる。

【手続補正 6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0022

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0022】

洗える脱臭フィルタ 201 は、比較的大きな綿ごみや髪の毛などを捕集するネット 205 と洗える脱臭部 206 があり、これを保持するための洗える枠体 207 で構成される。洗える脱臭部 206 には、ゼオライトの粉体を固定することができる支持体 208 の表面にゼオライトが固定され、洗浄にも耐えうる固定力を有す。このゼオライトは、先の混合フィルタ部 204 の粒状のものと組成は同じであるが、粉体とすることで表面積が大きくなり吸着特性に優れている。ゼオライトは親水性の成分物質を特に吸着するので、水のようなもので洗浄すれば、容易に吸着した成分を液体中に排出し、性能を回復することに優れている。また、洗浄して使用して使えるフィルタが上流側に位置していることで、これより下流側の集塵フィルタ部 203 の目詰まりを軽減し、混合フィルタ部 204 の付加も軽減できるので、その分、集塵フィルタ 202 の寿命が長くなる。

【手続補正 7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0023

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0023】

図 3 に沿って脱臭フィルタ 201 を水で洗浄した際の、排水について説明する。枠体 207 に排出口 301 が設けられていることで、洗浄後に脱臭フィルタ 201 を傾けることで、枠体 207 の内部に溜まっていた洗浄水が排出口 301 から排出される。これにより内部に洗浄水が溜まり難く、洗浄水が腐敗することなく雑菌を抑制できる。また、排水に伴い、内部も乾燥しやすいので乾燥時間も短縮できる。また、乾燥については、粒状の脱臭材を使用せず、粉体のゼオライトを利用していることから、表面積が格段に大きいため乾燥時間の短縮に繋がる。

【手続補正 8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0024

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0024】

排出口301は脱臭フィルタ201の角に位置するために、排出させ易い。また、脱臭フィルタ201を空気清浄機本体101に設置し運転しても、前パネル104の吸気口111から吸い込まれた空気は、脱臭フィルタ201を通過するが、排出口301が側面に位置しているため、風路とならないためにフィルタ機能を低下させることがない。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0027

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0027】

101...空気清浄機本体、102...主部枠体、103...後部枠体、104...前パネル、
105...フィルタユニット、106...氯化フィルタ、107...ファンモータ、107a...
ターボファン、107b...電動機、108...ファンケーシング、109...吸い込み案内口
部材、110...制御装置、111...吸気口、112...送風口、201...脱臭フィルタ、
202...集塵フィルタ、203...集塵フィルタ部、204...混合フィルタ部、205...ネット
ト、206...脱臭部、207...枠体、208...支持体、301...排出口。